

「ご存じですか？児童扶養手当と特別児童扶養手当」 (福祉課)

- 児童扶養手当
父親と生計をともにしていない児童を養育している方に対し、支給される手当です。
- 支給の対象となる児童
- ・ 父母が婚姻を解消した児童
 - ・ 父が死亡した児童
 - ・ 父が一定の障害の状態にある児童
 - ・ 父の生死が明らかでない児童
 - ・ 父が引き続き1年以上遺棄している児童
 - ・ 父が引き続き1年以上刑務所等に拘禁されている児童
 - ・ 母が婚姻によらないで生まれた児童
 - ・ 母が児童を懐胎した当時の事情が不明である児童
- ただし、公的年金(例えば障害者年金や遺族年金)及び遺族補償等を受けることができる等の場合は手当を受ける資格がありません。
- 手当の額
月額 41,720円(対象児童1人 全額支給の場合)
扶養の数により加算があります。また支給資格者及び同居の家族等の所得により手当の支給が制限される場合があります。

平成15年3月31日において、該当した日から5年を経過した場合に、正当な理由があるときを除き認定の請求ができません。

特別児童扶養手当
精神または身体に障害のある20歳未満の児童を家庭で養育している方に支給されます。
手当の額(障害の程度による)

2 級	1 級
月額33,800円	月額50,750円
身体障害者手帳 概ね3級程度 療育手帳 概ねB程度	身体障害者手帳 概ね1・2級程度 療育手帳 概ねA・A程度
手帳の交付を受けていなくても、上記と同程度の障害があれば手当を請求できます。	

請求者及び同居の家族等の所得により手当の全部が支給停止になる場合があります。

現在、児童扶養手当及び特別児童扶養手当の認定を受けている方は、支給要件等の確認のため、8月1日現在の状況について、8月中に現況届を提出していただきます。

お問い合わせ
福祉課(内線237)

今年金婚式(入籍50年目)を迎える方へ(福祉課)

平成18年9月18日(月)敬老の日
に高齢者福祉大会を開催します。その中で、今年入籍50年目を迎えられるご夫婦をお祝いします。ので、お申し込みください。

対象者
今年度金婚(入籍50年目)を迎えられるご夫婦(昭和31年4月1日から昭和32年3月31日までに入籍のご夫婦)

お申し込み期間
8月18日(金)まで

注意
五霞町に本籍地がない方は、戸籍謄本(婚姻期日が明記されているもの)をご持参ください。お申し込み・お問い合わせ
福祉課窓口にて申請ください。
福祉課(内線237)

チャイルドサークルの開催について (保健課)

保健センターでは、育児のこじや悩み事等を気軽に話し合える仲間作りを目的に、チャイルドサークルを実施しています。お友だちといっしょにお気軽にご参加ください。

日時
8月9日(水)
午前10時から11時30分

受付 午前9時40分から10時まで

内容
「手作りおやつ」

対象者
乳幼児のいるご家族

お申し込み・お問い合わせ
8月7日(月)までにお申し込みください。

保健センター ☎(84)1910

禁煙の個別健康教育へのお誘い (保健課)

日ごろから「健康のために煙草をやめたいな」と思っているのになかなかやめられない方はいませんか？

保健センターの個別健康教育では3か月間、個別相談や手紙を通して禁煙のお手伝いをさせていただきます。この機会にぜひチャレンジしてみませんか？

対象者
半年以内に禁煙したいと思っている方

内容
3か月間、個別に面接や手紙による禁煙支援を行います。

お申し込み・お問い合わせ
8月18日(金)までに保健センターへお申し込みください。

保健センター
☎(84)1910

この街が すきだから



総合建設業

坂間工業所株式会社

五霞町元栗橋821
TEL 0280-84-0055
FAX 0280-84-0830
〔出張所〕五霞町消防署前